

議案第56号

徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成27年3月31日をもって、徳島県市町村総合事務組合を組織する板野郡西部学校給食組合が解散したため、徳島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり定めることにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成27年6月10日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

徳島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

徳島県市町村総合事務組合同規約（昭和54年徳島県指令地方第5号）の一部を次のように改める。

別表第1中「，板野郡西部学校給食組合」を削る。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「，板野郡西部学校給食組合」を削り，同表第3条第11号に関する事務の項中「，板野郡西部学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は，徳島県知事の許可のあった日から施行し，平成27年4月1日から適用する。